

[事案 21-40] 契約解除取消請求

- ・平成 21 年 7 月 15 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 10 月 27 日 裁定終了

< 事案の概要 >

告知義務違反による契約解除を納得できないとし、解除の取消しと契約の継続を求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 19 年 5 月に医療保険に加入、同年 9 月に前立腺がんにより入院し治療を受けた。そこで、申立契約に基づき入院給付金等を請求したところ、告知義務違反により契約を解除された。

医療保険に加入する際に、18 年 6 月に人間ドックにおいて「尿酸：9.0m g /dl」及び「尿潜血陽性」により「指導区分：5（精密検査又は再検査を受けて下さい。）」との指摘を受け、同年 7 月には「高尿酸血症」と診断され、30 日分の投薬を受けていたことを告知書に記載しなかったことは事実だが、以下の理由により、告知義務違反にはあたらない。申立契約の解除は納得できないので、契約解除を取消し、契約を継続して欲しい。

- (1)「高尿酸血症」という診断をされたが、医師には「症状」であり「病気」ではないと説明された。
- (2)投薬という処方を受けたが、服薬はしていないし、治療もない。
- (3)自分自身が病気という認識もなく、故意に告知しなかったものではない。自分自身が病気であると認識している「大腸ポリープ切除」についてはきちんと告知し、割増保険料での契約を承認している。決して隠そうなどという意図的なもので、告知しなかったのではない。

< 保険会社の主張 >

下記理由等により、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1)健康診断で、「尿酸：9.0m g /dl」により「精密検査又は再検査を受けてください。」と指摘を受けている事実およびその後医院を受診し、薬を 30 日分投与されていることについて告知がなかった事実は、告知義務に違反する。
- (2)上記(1)の事実が告知されていれば、当社は同条件での引受承諾は行わなかったものであり、これらの事実は「重要な事実」である。また健診結果にもとづき、自ら医師の診療を受け薬まで投与されていることは、少し注意すれば思い浮かべることが出来たことであり、「重大な過失」があったと言える。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、告知義務違反による申立契約の解除が有効であるか否かについて申立書、答弁書等の書面にもとづき審理した結果、以下の事情により、告知義務違反にあたらないとする申立人の主張を認めることは出来ないので、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

- (1)被保険者は、人間ドックで「精密検査・再検査」が必要であるとの指摘を受けているので、告知書の「過去 2 年以内に、健康診断・人間ドックを受けて、要再検査・要精密検査を指摘されたことがある」の項目には「はい」とするべきであった。加えて、「高尿酸血症」との診断を受け、30 日分の投薬がなされているので、告知書の「過去 5 年以内に、上記アからクにかかげる以外の病気で、7 日以上以上の薬の処方を受けたことがある」の項目には、本来被保険者は「はい」とするべきであった。
- (2)人間ドックにおける尿酸値の異常及び尿潜血陽性に対して精密検査または再検査を指摘された事実及び「高尿酸血症」との診断に基づき投薬治療が行われた事実は、被保険者の健康

状態を示す重要な指標であり、保険会社が保険契約の条件を検討するうえで、重要な事実にあたると言える。

- (3)人間ドックでの検査を受けたのが告知日の約 10 ヶ月余り前、「高尿酸血症」の診断を受けたのが約 9 ヶ月前であり、それほど昔の事実ではないこと、被保険者が告知日の直前である平成 19 年 5 月にも、同じ医療機関で人間ドックを受けていることなどを考え合わせれば、尿酸値と尿潜血の異常を指摘されたことおよびそれをきっかけに医療機関を受診して投薬を受けたことは、告知書作成時に、被保険者において容易に思い出すことが可能な事実であり、告知書にこの事実を記載しなかったことは、少なくとも被保険者に「重大な過失」があったとの判断を免れないものである。
- (4)申立人は、「高尿酸血症」が「症状」であり「病気」ではないと医師の説明を受けたと主張しているが、診断書には「傷病名」として「高尿酸血症」との記載があること、病気として治療が必要であるからこそ、投薬も行われていると考えられることから、医師が「病気ではない。」と言ったとの主張は認め難い。また、そもそも告知書第 9 項は、病気であるか否かに関わらず、要精密検査又は再検査の場合には、告知しなければならないのであるから、被保険者の告知義務違反の事実は免れない。
- (5)また、申立人は、投薬を受けたが服用はしていないと主張しているが、告知書には「7 日以上の「投薬」との記載があるので、被保険者が、投薬された薬を服用しなかったからといって、告知義務を免れるわけではない。